

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

いつまでも自分らしく、生き生きとした生活を営むことは、全ての市民に共通する願いであり、健康であることがその実現を目指すための大切な要素です。「健康づくり」は一人ひとりが自ら気持ちをもって取り組むことが大切ですが、個人の取組を支援し、また関係機関が連携しながら社会全体で市民の健康を支える仕組みが求められています。

私たちの日本は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により今では世界有数の長寿国ですが、高齢化の進展とともに食生活や生活習慣の変化などが進み、生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病など）や介護が必要となる人の割合が増加し、健康保険や介護保険が支出する医療費、給付費などが増大するなど将来に向けた社会保障の持続が難しくなることが懸念されています。

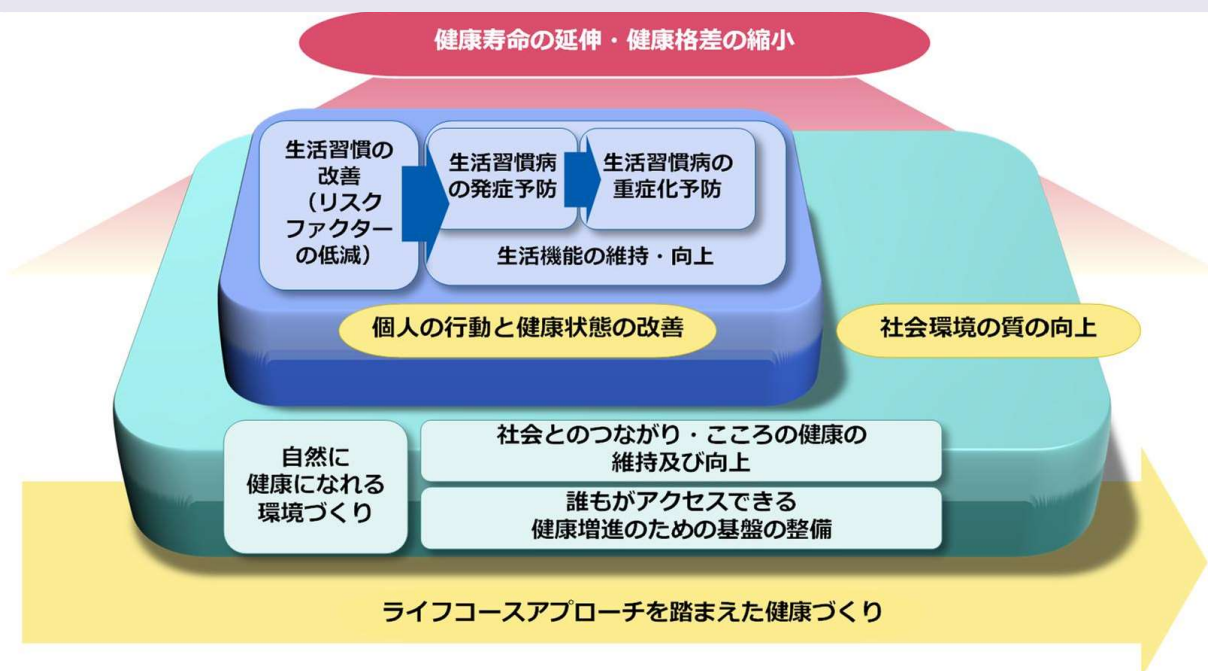
国では、平成12年に「二十一世紀における国民健康づくり運動（以下「健康日本21」という。）」を掲げ、平成25年には健康日本21（第二次）へと継承し、健康増進法を根拠法令とする基本的な方針を定め進めてまいりました。しかし、この間もなお、国民の生活習慣病に関する状況の悪化や性・年齢階級別の健康課題が顕現化され、また、総人口・生産年齢人口の減少や独居世帯の増加・女性の社会進出・働き方の広まりなどといった社会の多様化・変化が想定されています。これらを踏まえ、さらなる健康づくり運動の推進を図る必要から令和5年5月に新たな健康日本21（第三次^{※1}）が施行されました。

千歳市（以下「本市」という。）においては、平成18年に市町村健康増進計画として「千歳市健康づくり計画（平成18年度～平成27年度）」を策定し、10年後の平成28年には、第2次計画（平成28年度～令和5年度^{※2}）を施行することで、市民に対する健康づくり施策を推進してまいりました。

このたび、第2次計画が令和5年度に終了することから、これまでの計画の進捗や市民アンケート結果などによる地域の状況を踏まえ、健康日本21（第三次）が示す方針に合わせながら、今後も引き続き地域社会全体が市民の健康づくりを支援し、全ての市民が生涯にわたり心身ともに健やかで自分らしく過ごせるまちを目指し、新たに第3次千歳市健康づくり計画を策定しました。

※1 健康日本 21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向で健康づくりを進める



※2 「第2次千歳市健康づくり計画（平成28年度～令和5年度）」

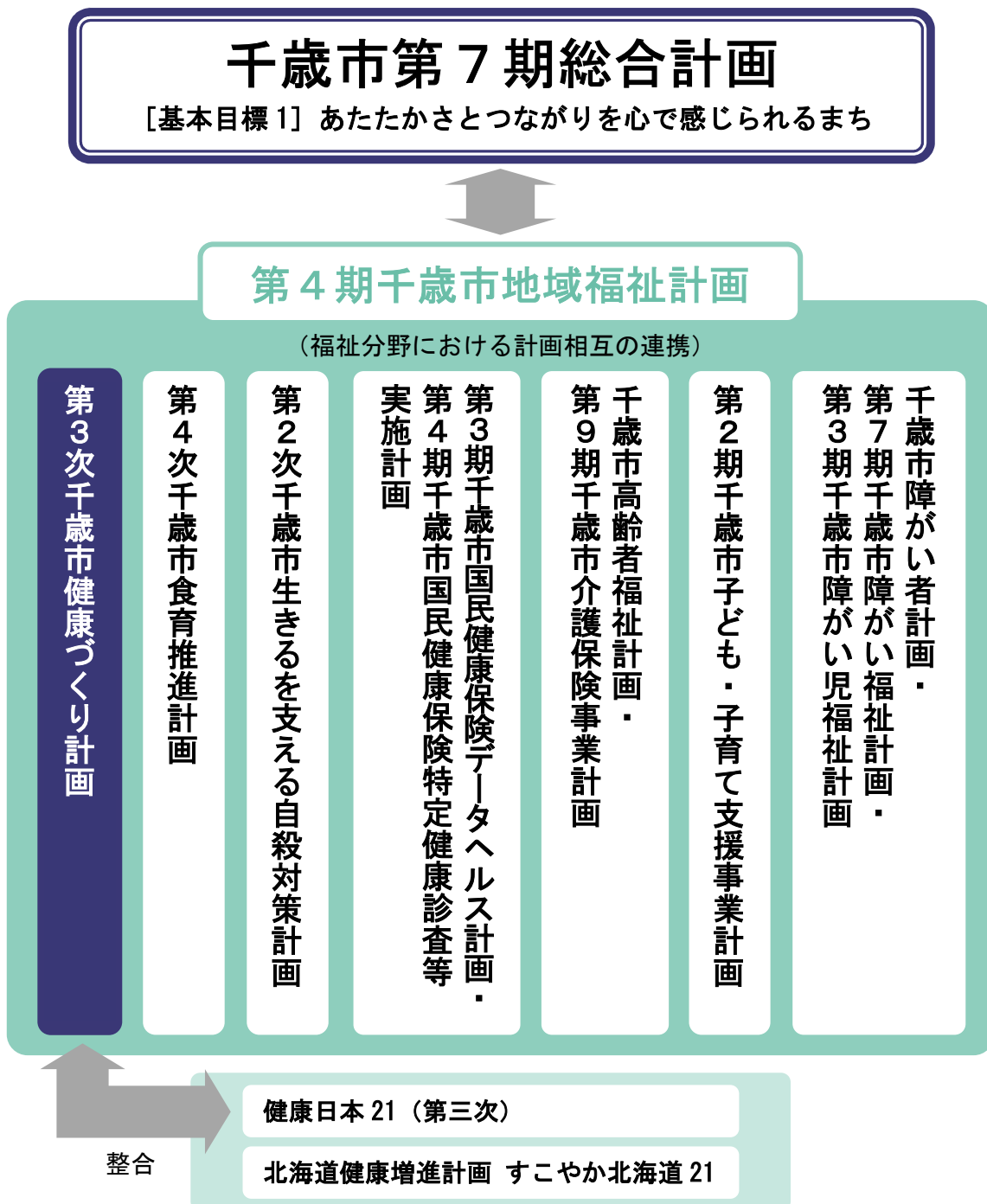
第2次千歳市健康づくり計画の計画満了は、当初令和4年度までとしていましたが、国の健康日本21（第二次）の推進期間が、令和5年度まで1年延期になったことを踏まえ、同じく令和5年度まで延期しています。

2 計画の位置付け

この計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として、市民の健康増進の推進に関する施策について定めたもので、あらゆる世代の健康づくりを総合的に推進することを目的としています。

また、本計画は、国際目標のSDGsの理念も踏まえ、市の最上位計画である「千歳市第7期総合計画」の個別計画として位置付けており、「第4次千歳市食育推進計画」、「第3期千歳市国民健康保険データヘルス計画・第4期千歳市国民健康保険特定健康診査等実施計画」など、他計画との連携や、「健康日本21（第三次）」及び「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」との整合に配慮し策定しました。

【他計画との関連図】



SDGs（持続可能な開発目標）とは

「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化の焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の名称

この計画の名称は、

第3次千歳市健康づくり計画

とします。

4 計画の期間

「第3次千歳市健康づくり計画」の計画期間は、「健康日本21（第三次）」及び「すこやか北海道21」の終期に合わせ、令和6(2024)年度から令和17(2035)年度までの12年間とします。

【計画期間】

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
国	健康日本 21(第二次) (H25~R5)				健康日本 21(第三次) (R6~R17)											
北海道	すこやか北海道 21 (H25~R5)				すこやか北海道 21 (R6~R17)											
千歳市	第2次千歳市健康づくり計画 (H28~R5)				第3次千歳市健康づくり計画 (R6~R17)											
	第3次千歳市食育推進計画 (H31~R5)				第4次千歳市食育推進計画 (R6~R10)											
	千歳市生きるを支える自殺対策計画 (H31~R5)				第2次千歳市生きるを支える自殺対策計画 (R6~R10)											
	第2期千歳市国民健康保険データヘルス計画・第3期千歳市国民健康保険特定健康診査等実施計画 (H30~R5)				第3期千歳市国民健康保険データヘルス計画・第4期千歳市国民健康保険特定健康診査等実施計画 (R6~R11)											

※計画後6年（令和11年）を目途に中間評価を行うとともに、計画最終年度の令和17年度に最終評価を行います。

5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、国の「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を踏まえるとともに、市民アンケートのほか、健康に関する各種統計の分析を行った上で、千歳市保健福祉推進委員会及び千歳市保健福祉調査研究委員会において、計画素案について審議等を行いました。

これらの審議を経た素案については、広く市民に意見を求めるため、パブリックコメント※を実施し、再度、前述の2委員会に対して最終的な計画案を提示し、本計画を策定しています。

(1) 市民アンケート

本計画策定の基礎資料とするため、住民基本台帳に登録されている20歳以上の市民1,970人を対象にアンケート調査を実施し、健康に関する意識や生活習慣などを把握しました。

【対象】 千歳市在住の20歳以上の男女

【回収数/発送数】 802件/1,970件（回収率 40.7%）

【実施時期】 令和5年1月～2月

(2) 千歳市保健福祉推進委員会

保健福祉部長を委員長として、市の各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」において、健康づくり施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般について組織横断的な検討を行いました。

(3) 千歳市保健福祉調査研究委員会

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等や公募委員など市組織外の委員で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において審議し、計画を取りまとめました。

(4) パブリックコメント

広く市民の意見を計画に反映させるため、計画素案を市役所、各支所、各コミュニティセンターなど、市内20か所の公共施設や市のホームページで公表し、2人の市民等から寄せられた3件の意見を踏まえ、所要の修正を加えました。

※ パブリックコメント

政策や制度、計画などを決定する際に、素案などを公の場に示して市民の意見を公募する仕組みのこと。意思決定過程の公正性や透明性を確保し、多様な意見を意思決定の判断材料にすることなどの目的があります。